

労働保険料の申告にあたり

# 間違いやすい事例について

労働者の賃金の一部が算入から漏れている。

通勤手当（非課税分も）、賞与、昇給差額も保険料算定の賃金に含めます。

労働保険の対象とならない役員の報酬等を誤って算入している。

役員報酬、出張旅費（実費弁済）、祝金（福利厚生）などは含めません。

雇用保険の加入要件を満たすパート、アルバイトの加入が漏れている。

パート、アルバイトでも一週間の所定労働時間が**20時間以上**であり、かつ**31日以上**の雇用見込みがある労働者は被保険者となります。  
なお、労災保険は全ての労働者が対象となります。

(例) 1日7時間 週3日勤務 → 該当  
1日4時間 週5日勤務 → 該当

労働保険の対象とならない労働者の賃金が誤って算入されている。

同居の親族、出向労働者、派遣労働者がいる場合はご注意ください。

労災保険率の適用が誤っている。

業種確認のため、年度更新申告書の「②事業又は作業の種類」欄は具体的に記入してください。

適用業種が変更になる場合は、「名称・所在地変更届」及びそれを客観的に確認できる書類（登記簿謄本、売上関係書類等(写)）の添付をお願いいたします。

\* 間違いやすい事例についての詳細は、同封の

「令和8年度 労働保険 年度更新 申告書の書き方」

をご覧ください。

求人申し込みには、求人者マイページの活用をご検討ください

詳しくは、最寄りのハローワークまで  
お問い合わせください

【求人者マイページの詳細はこちら】

ハローワークインターネットサービス

<https://www.hellowork.mhlw.go.jp/>

